

ごみと暮らし

ごみ・リサイクル

区では、ごみを出す段階から、可燃ごみ、不燃ごみ、資源（古紙・ガラスびん・缶）、ペットボトル等に分けていただくようお願いします。分別を徹底することで、ごみの処理を効率的に行うことができます。

※ルールが守られていないと、収集できない場合があります。

家庭の資源・ごみ

収集日は、お住まいの地域によって異なります。収集日の朝、8時（可燃ごみについて：三軒茶屋駅・下北沢駅周辺の一部地域は朝、7時）までにお出してください。

※詳しくは、資源・ごみ集積所の看板等をご覧ください。

■資源・ごみの出し方

（⇒96頁～ 表5-1、表5-2、表5-3）

〈分け方・出し方・収集日の案内チラシ配布場所〉

- 総合支所くみん窓口区民担当・出張所・まちづくりセンター（⇒49頁～）
- エコプラザ用賀、リサイクル千歳台（⇒172頁）
- 各清掃事務所（⇒172頁）

■スマートフォン向け資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

清掃・リサイクル部事業課普及啓発担当
☎6304-3253 ☎6304-3341

資源・ごみの収集日や分別方法、排出時の注意点等について案内しています。



iOS版



Android版

■資源とごみの収集カレンダー

区ホームページ（⇒21頁）をご覧ください。

■店舗・公共施設での資源回収

（⇒98頁～ 表5-3）

清掃・リサイクル部事業課事業担当
☎6304-3267 ☎6304-3341

一部の店舗または公共施設で資源を回収しています。詳しくは、お問い合わせください。

■ごみ散乱防止ネットの助成

カラス等による資源・ごみ集積所の被害を防止するために、ごみ散乱防止ネットの助成を行っています。

※前回助成時より5年以上経過しており、かつ4世帯以上で共用の資源・ごみ集積所で使用し、片付け管理のできる場合に限りま

配付場所：各清掃事務所、各総合支所地域振興課
計画・相談、各まちづくりセンター
（⇒42頁・52頁～・172頁）

清掃・リサイクル部事業課指導許可担当
☎6304-3263 ☎6304-3341

資源の集団回収（資源再利用活動）

清掃・リサイクル部事業課事業担当
☎6304-3267 ☎6304-3341

家庭から出る資源を、町会・自治会、集合住宅、PTA等の10世帯以上で構成される地域の団体が自主的に回収し、団体が契約した資源回収業者に引き渡す回収方法です。回収量に応じて、区から報奨金が支払われます。活動を希望する団体は、お問い合わせください。

事業系の資源・ごみ

清掃事務所（3か所）
（⇒管轄35頁～ お問い合わせ先⇒172頁）

商店や事業所から出る資源・ごみは、事業者の責任で、専門の許可業者に委託するなどして適正に処理してください。

可燃・不燃ごみ、資源を合わせた排出量の平均日量が10kg未満の事業者は、「事業系有料ごみ処理券」（有料シール）を貼ることで、資源・ごみ集積所に出すことができます（事業用の粗大ごみは区では収集できませんので、許可業者に処理を委託してください）。

〈有料ごみ処理券の取扱場所〉

- 清掃事務所（3か所）（⇒172頁）
- 「世田谷区有料粗大ごみ処理券・有料ごみ処理券取扱所」の表示のある小売店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等

■事業系リサイクルシステム

清掃・リサイクル部事業課指導許可担当
☎6304-3263 ☎6304-3341

事業所から排出される古紙、ガラスびん、缶を各事業所まで回収に伺い、事業者の自主的なリサイクル活動を支援しています。

※回収費用は「事業系有料ごみ処理券」（有料シール）を使用するより安価です。また、シュレッダーにかけた古紙も回収します。



〈表 5-1〉家庭の資源・ごみの出し方

清掃事務所 (3か所) (管轄➡35頁〜 問い合わせ先➡172頁)

種類	品目	出し方・分別の仕方	出す日・時間・場所
古紙	新聞	●折込チラシも含まれます。	●週1回の「資源の日」 ●回収日の朝、8時まで ●資源・ごみ集積所へ ※「新聞・雑誌類・紙パック」と「段ボール」は、別々に回収しています。
	雑誌類	●お菓子やティッシュの空き箱、包装紙、ひもで縛ることのできない小さな紙等は紙袋に入れてください。	
	紙パック (500ml 以上で紙パックマークがついたもの)	●軽くすすぎ、切り開いて乾かしてください(水気を切ってください)。 ●ひもで縛るか、紙袋に入れてください。 ●内側がアルミ(銀色)のものは可燃ごみにお出しく下さい。 ※一部の事業者が自主的に内側がアルミ(銀色)のものを回収しています。回収事業者は区のホームページをご覧ください。	
	段ボール	●段ボールについている配達伝票は、取り除いてお出しく下さい。取り除いた配達伝票は可燃ごみにお出しく下さい。 ●段ボールの中に入った発泡スチロールなどの緩衝材は取り除いてお出しく下さい。発泡スチロールは可燃ごみにお出しく下さい。	
■品目ごとに、まとめてひもで十字に縛ってください。 ■粘着テープ、ビニール袋は使わないでください。 ■リサイクルできない紙類は可燃ごみへ 汚れ・におい・油のついた紙(洗剤やピザの箱等)、雑誌の付録等のアイロンプリント紙、カーボン紙、点字用紙等の凸凹のある紙、靴・カバンの詰物、果物・家電製品の緩衝材、レシート等の感熱紙、写真、シュレッダーくず、アルミコーティングされた紙等			
ガラスびん・缶	飲み物・食品・調味料等のガラスびん	●キャップ等は外してください。※金属製は不燃ごみ、プラスチック製は可燃ごみにお出しく下さい。 ●中をすすいで水を切ってください。	●週1回の「資源の日」 ●回収日の朝、8時まで ●資源・ごみ集積所へ 〈ガラスびん〉「黄色のコンテナ」へ 〈缶〉「青色のコンテナ」へ
	飲み物・食品・調味料等の缶	●中をすすいで水を切ってください。	
	■コンテナには袋に入れずそのまま入れてください。 ■コンテナは、荒天時に配付しない場合があります。 ■コンテナが配付されていない資源・ごみ集積所では、ガラスびんと缶を別々に中身の見える袋に入れてお出しく下さい。		
	■資源として回収できないもの(不燃ごみにお出しく下さい) 油の付着したガラスびん、化学薬品等のガラスびん、ガラスびん以外のガラス製品、飲み物・食品用以外の缶、缶以外の金属、スプレー缶、カセットボンベ		
ペットボトル	飲み物・調味料等のペットボトル(ペットボトルマークがついたもの)	●必ずキャップ・ラベル・シールを取り、中をすすぎ、空にしてからつぶしてください(キャップはお近くの集団回収団体、エコプラザ用賀・リサイクル千歳台(➡172頁)で回収)。 ●注射針等の在宅医療廃棄物は大変危険ですので、ペットボトルに入れて出さないでください。(➡98頁)	中身の見える袋に入れてお出しく下さい。 ●月2回の「ペットボトルの日」 ※29～31日(毎月5回目に当たる曜日)は回収がありません。 ●回収日の朝、8時まで ●資源・ごみ集積所へ
可燃ごみ	生ごみ	水分をよく切ってください。	ふた付きの容器(90L以下)または中身の見える袋に入れ、口を締めてお出しく下さい。 ●週2回の「可燃ごみの日」 ●収集日の朝、8時まで(三軒茶屋駅・下北沢駅周辺の一部地域は朝、7時まで) ●資源・ごみ集積所へ
	リサイクルできない紙類	新聞等は資源の日にお出しく下さい。	
	紙おむつ、ペットシート、猫砂	汚物は取り除いてトイレに流してください。	
	剪定した枝・落ち葉など(太さ10cm以下、長さ50cm以下のもの)	●木の枝等は50cm以下に切り、束ねてください。一度に大量に出す場合は、事前に管轄の清掃事務所(➡172頁)にご相談ください(臨時ごみは有料です)。 ●竹串等先のとがったものは厚紙等に包み、「キケン」等と書いてお出しく下さい。	

種類	品目	出し方・分別の仕方		出す日・時間・場所
可燃ごみ	プラスチック・ビニール製品	●レジ袋、食品のチューブ類、発泡スチロール、ビデオテープ、CD・DVD、プラスチック製のおもちゃ、シャンプー・洗剤などの容器等 ※液体物は収集できません。 ※資源として回収している品目 ➡98頁～表5-3	ふた付きの容器（90L以下）または中身の見える袋に入れ、口を締めてお出しください。	●週2回の「可燃ごみの日」 ●収集日の朝、8時まで（三軒茶屋駅・下北沢駅周辺の一部地域は朝、7時まで） ●資源・ごみ集積所へ
	ゴム、皮革製品	ゴム靴・手袋、革靴、かばん、ベルト等		
	衣類・布類	古着・古布等は、できるだけリサイクルにお出しください。（➡98頁～表5-3）		
不燃ごみ	ガラス、陶磁器、刃物類	割れものや先のとがったものは厚紙等に包み、「キケン」等と書いてお出しください。	ふた付きの容器（90L以下）または中身の見える袋に入れ、口を締めてお出しください。	●月2回の「不燃ごみの日」 ※29～31日（毎月5回目に当たる曜日）は収集がありません。 ●収集日の朝、8時まで ●資源・ごみ集積所へ
	金属類、粗大ごみに該当しない一辺が30cm以下の小型家電製品、蛍光管・電球	蛍光管・電球は割れないよう、ケースなどに入れてお出しください。		
	スプレー缶、カセットボンベ、ライター	中身は最後まで使い切り、他の不燃ごみと別の袋に入れて「スプレー缶」・「カセットボンベ」「ライター」と表示してお出しください。 〈注意〉危険ですので、穴はあけないでください。		
	乾電池	乾電池は端子をビニールテープで覆うなど、絶縁してからお出しください。 ※ボタン電池や充電式電池は回収容器設置店にお持ちください。		
水銀を含む体温計・血圧計		下記の施設にお持ちください。 〈窓口手渡し〉事業課、各清掃事務所、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台（➡172頁） 〈専用回収ボックス〉各総合支所		
引越し等大量ごみ	引越し等一度に大量に出るごみ	一度に大量に出す場合（おおむね45L袋で4袋以上）や指定された収集日以外にごみを出す場合は、有料となります。 詳しくは管轄の清掃事務所（➡172頁）にお問い合わせください。		
粗大ごみ（一辺の長さが30cmを超える耐久消費財（長期間使用できるもの））	布団（カーペット等）・家具・自転車・電気製品等 ※収集できない品目があります。 （➡98頁表5-2）	【申込み制・有料】 申し込み先 世田谷区粗大ごみ受付センター ●電話受付（午前8時～午後9時（※）／日曜、年末年始を除く） ☎5715-1133 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語にも対応しています。 ●インターネット受付（英語表記対応）（24時間・年中無休） https://www.sodai-setagaya.jp/（パソコン・携帯電話・スマートフォンからも申込み可）  （※）令和7年1月から、午前8時～午後7時 ■区民の方自身による粗大ごみの持込み制度があります（申込み制）。 〈申込先〉世田谷区粗大ごみ受付センター 〈持込日〉土・日曜のみ （午前9時～正午、午後1時～3時30分） 〈持込先〉船橋粗大ごみ中継所（船橋7-21-15） 〈処理手数料〉収集する場合の半額程度（最低200円） 〈個数制限〉1世帯 1日1回、1回あたりの個数は10個まで		●収集日や処理手数料等は、申込み時に「世田谷区粗大ごみ受付センター」で案内します。 〈一戸建ての場合〉原則的に玄関先等へ 〈集合住宅の場合〉原則的に1階玄関口等へ

〈表 5-2〉区で処理できないもの

種類	品目	出し方・分別の仕方
の有害性・危険性のあるもの等	プロパンガス、塗料・石油類、薬品類、自動車、オートバイ、バッテリー、充電式電池、タイヤ、ピアノ、消火器、耐火金庫、石膏ボード、注射針・鍼灸等の施術用針等	●区では収集できません。販売店にご相談いただくか、専門業者に処分を依頼してください。
つちいしすな 土・石・砂	土・石・砂は自然物であるためごみではありません	
家電リサイクル法対象品	●エアコン ●テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL式） ●冷蔵庫（保冷米びつを除く）・冷凍庫 ●洗濯機・衣類乾燥機 ※解体しないでください。	区では収集できません（保冷库・冷温庫、小型の冷蔵庫・冷凍庫、小型のテレビも区では収集できません）。品目ごとにリサイクル料金が必要になります。処分方法と申込先は以下の3つの方法があります。 【自宅へ引き取りに来てもらう場合（リサイクル料金と収集運搬料金を負担）】 ●購入店、または買い替え店に引取りを依頼する 詳しくは、各店舗にお問い合わせください。 ●家電リサイクル受付センターに申し込む 電話での申込み：☎0570-087200 〈受付時間＝月～金曜（祝・休日は除く）午前9時～午後5時〉 インターネットによる申込み：https://kaden23rc.jp 【メーカー指定の引取場所へ持ち込む場合（リサイクル料金と振込み手数料を負担）】 ●リサイクル料金を郵便局で振り込み、領収済みの家電リサイクル券と廃家電をあわせて指定引取場所へ持ち込む。指定引取場所、持込方法、リサイクル料金の事前振込先（郵便局のみ）等については家電リサイクル券センター（☎0120-319640、https://www.rkc.aeha.or.jp）にお問い合わせください。
家庭用パソコン	デスクトップパソコン（本体）、ノートブックパソコン、ディスプレイ（ブラウン管式または液晶式）	区では収集できません。 ●各メーカー、または下記協会へ回収をお申し込みください。 （一社）パソコン3R推進協会 ☎5282-7685 https://www.pc3r.jp/ ※PCリサイクルマークが表示されているパソコンは、回収・リサイクル料金はかかりません。 ※宅配業者による回収は、協力事業者のリネットジャパンリサイクル（株）にお申し込みください。プリンタ・スキャナ等の小型家電も同梱可能で、パソコンを含む場合、回収料金が無料（1箱分）になります。インターネット（https://www.renet.jp）でお申し込みください。 リネットジャパンリサイクル（株）お問い合わせナビダイヤル ☎0570-085-800（月～土曜午前10時～午後5時）

〈表 5-3〉その他の資源等の出し方

清掃・リサイクル部事業課 ☎6304-3267 ㊚6304-3341

資源・ごみ集積所以外で回収するもの（家庭で出たものに限りです）

種類	品目	出し方・分別の仕方	出す日・時間・場所
古紙	新聞 ※持ち去り被害防止の為の持ち込み先	折込チラシも含みます。ひもで十字に縛ってお持ち込みください。	①公共施設等での回収（第2・4土曜午前10時～正午） ②エコプラザ用賀・リサイクル千歳台へ（開館時間中回収）
廃食用油	家庭から出る天ぷら油等	容器に入れてお持ちください。中身を回収した後の容器はお持ち帰りください。	※回収場所は区ホームページ（ページ番号25799）または「資源とごみの収集カレンダー」をご覧ください。 ※廃食用油は梅丘分庁舎でも開館時間中に回収しています。
プラスチック類	色・柄付き発泡トレイ 食品用透明プラスチック容器	洗って乾かしてください。 ※汚れ、におい、油がしみこんだものは可燃ごみへ。 ※ラップやシールは、はがすか切り取って可燃ごみへ。	



種類	品目	出し方・分別の仕方	出す日・時間・場所
プラスチック類	白色発泡トレイ	洗って乾かしてください。 ※汚れ、におい、油がしみこんだものは可燃ごみへ。 ※ラップやシールは、はがすか切り取って可燃ごみへ。	①回収ボックスのある販売店へ ※回収場所は区ホームページ(ページ番号12055)をご覧ください。 ②公共施設等の「回収ボックス」へ ※回収場所は区ホームページ(ページ番号190101)または「資源とごみの収集カレンダー」をご覧ください。どうか、お問い合わせください。
	ペットボトル (PETマークのついた飲料、調味料のもの)	中をすすいでつぶしてください。 ※キャップ・ラベル・シールは、はがして可燃ごみへ。	
	飲料用ペットボトルキャップ	軽くすすいで乾かしてください。シール等ははがして可燃ごみへ。	①お近くの集団回収団体へ ②エコプラザ用賀・リサイクル千歳台へ(開館時間中回収)
	使用済みインクカートリッジ	プリンタメーカー4社による共同回収を行っています。(※ブラザー、キャノン、エプソン、日本HP)。 ①公共施設に設置の「回収箱」へ 区役所第2庁舎、北沢総合支所、玉川総合支所、砧総合支所、烏山総合支所、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台に設置 ②郵便局等に設置の「回収箱」へ 設置場所は「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」で検索	
使用済小型家電	携帯電話(スマートフォン含む)、電話機(ファクシミリ付きを除く)、タブレット端末、ポータブルカーナビ、携帯音楽プレーヤー、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ICレコーダー、電子辞書、卓上計算機、携帯ゲーム機、コード類の12品目	金属の資源化に取り組んでいます。 ●区役所第2庁舎、北沢総合支所、玉川総合支所、砧総合支所、烏山総合支所、太子堂出張所、松沢まちづくりセンター、喜多見まちづくりセンター、上野毛まちづくりセンター、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台に設置してある「回収ボックス」へ。 ※投入口は縦10cm横25cmです。 ※個人情報必ず消去してからお出しください。 モバイルバッテリー等の充電式電池は回収できません。メーカー等が家電量販店に回収ボックスを設置しているため、そちらに投入してください。	
布類	古着、古布	洗濯してからお出しください。	●お近くの集団回収団体へ ●区のホームページに回収情報を掲載しています。 ●リユースショップ、フリーマーケット、バザー等へ

ごみ減量・リサイクル情報等

清掃・リサイクル部事業課普及啓発担当
☎6304-3253 FAX6304-3341

■世田谷ロール

区内で回収された紙パックとオフィス古紙を一部原料とした古紙100%の世田谷ブランド商品「世田谷ロール」の販売を推奨しています。区ホームページに販売協力店の一覧を掲載しています。

※販売協力店は随時募集しています。

■食品ロスの削減(フードドライブ)

家庭で使い切れない未使用食品等は、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台、清掃・リサイクル部事業課、各総合支所地域振興課へお持ち込みください(開館時間中は毎日受付)。集まった食品は、地域の福祉団体等に提供します。集める食品の条件など、詳しくはお問い合わせください。

■ごみ減量・リサイクルの普及啓発施設

〈エコプラザ用賀〉

☎3708-4081 FAX3708-4082

ごみ減量・リサイクルの普及啓発とともに、家庭から出たまだ使用できる家具・家電等の持ち込み(要予約)や、粗大ごみなどから出たリユース(再使用)品を譲り受けることができます。

〈リサイクル千歳台〉

☎5490-1020 FAX5490-3267

ごみ減量・リサイクルや環境について活動している団体やグループの講習会や活動発表の場です。

〈エコプラザ用賀・リサイクル千歳台 共通ホームページ〉

<https://ecoccle-setagaya.jp/>

■清掃工場等の見学(⇒172頁)

区内の資源化施設や清掃工場を見学することができます。事前のお申込みが必要です。

消費生活

関連 世田谷区消費生活センター (→172頁)

■消費生活相談 (→62頁)

事業者との契約や悪質商法による被害、商品やサービスに対する疑問など、消費生活に関する相談を消費生活相談員がお受けします。不安なことや、判断に困ることがあれば、お気軽にご相談ください。

消費生活相談専用電話 ☎3410-6522
高齢者 (65歳以上) 専用電話 ☎5486-6501

■クーリング・オフ制度

- クーリング・オフとは、訪問販売等の特定の取引について、契約後一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。
 - クーリング・オフ期間は、原則として法定の契約書面を受け取った日を1日目として数えます。
 - 工事などサービスの提供が開始あるいは完了していてもクーリング・オフはできます。
 - 政令で指定された消耗品や3千円未満の現金取引など、条件によってはクーリング・オフできないものがあります。
 - 既に支払った代金は返金されます。違約金や損害賠償は請求されません。
 - 商品返却費用は販売会社負担です。
- ※通信販売にはクーリング・オフの適用はありません。通信販売は、不良品でない場合、返品や交換は原則として通信販売業者が表示した条件に基づきます。ただし、返品について表示がない場合は、商品到着後8日以内であれば返品が可能です (送料は購入者負担)。

〈クーリング・オフができる期間〉

(特定商取引法関係)

取引内容	期間
訪問販売 (キャッチセールス、点検商法等)	8日間
訪問購入 (和服や貴金属の訪問買取りなど)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供 (エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療) ※一定の条件あり。	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法等)	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職商法、モニター商法等)	20日間

上記以外にも、クーリング・オフが適用される取引があります。
期間を過ぎても販売方法に一定の問題がある場合は、消費者契約法等により契約を取り消しすることもあります。

〈クーリング・オフの手続き方法〉

- (1) 契約を解除する旨を書面 (封書またはハガキ) で販売会社へ通知します。
 - (2) 書面の表裏をコピーし、自分の控えとします。
 - (3) 郵便局の窓口から「簡易書留」または「特定記録郵便」で郵送します。
通知を発信した日がクーリング・オフの期間内であれば有効です。
 - (4) 信販 (クレジット) 契約している場合は信販 (クレジット) 会社にも同時に通知します。
- ※電磁的記録 (電子メール、FAX、事業者がウェブサイト to 設けるクーリング・オフ専用ページなど) によるクーリング・オフを行うことも可能です。

〈クーリング・オフ通知の書き方〉

簡易書留または 特定記録郵便 会社名 代表者 様 会社の住所	契約解除通知 契約年月日 ○年○月○日 商品名 契約金額 (支払額) 円 販売会社 担当者 信販会社 (信販契約のあるとき) 上記の契約は解除します。 ○年○月○日 住所 氏名
	(宛名)

※電磁的記録による通知の場合も、記載事項は封書またはハガキと同じです。

■消費生活の知識の普及と情報の提供

消費生活課

☎3410-6523 FAX 3411-6845

消費生活全般にわたる様々な事業を行っています。

- 消費者カレッジ
- 消費生活センターだよりの発行
- 消費者団体の活動・学習の支援
- 出前講座
区民講師が地域の集まりなどに出向いて、消費生活 (消費者被害・食・環境) に関する情報を分かりやすくお伝えします。
・実施希望日の1か月前までに電話またはファクシミリでお申し込みください。
・受講者数 10名以上
・詳しくは、お問い合わせください。

水道・下水道

水道・下水道に関する問い合わせ先

区分	内容		問い合わせ先
水道	水道を使うときは (1)水道の契約(使用開始、使用中止、契約内容の変更) (2)水道料金、漏水修繕、その他		東京都水道局お客様センター (1)☎0570-091-100 FAX5790-0572 (2)☎5326-1101 FAX5790-0572
	家庭の漏水修理、水道工事(給水管引き込み工事等)の工事業者紹介		総合設備メンテナンスセンター (運営:東京都管工事工業協同組合) ☎0120-850-195 (24時間)
	給水装置図面の閲覧、謄本・抄本の交付等		世田谷給水管工事事務所 ☎5431-3162
下水道	公共下水道管・公共汚水ますの管理、下水道の不具合(悪臭、つまり等)、区内下水道の排除方式		東京都下水道局世田谷出張所 ☎5477-2120
	下水道台帳の閲覧		東京都下水道局施設管理部管路管理課 施設情報管理担当下水道台帳閲覧室 ☎5320-6618 ホームページでの閲覧も可能 https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/d1/daicyo/
	道路排水、雨水ます、側溝の不具合	区道にあるもの	各地域の土木管理事務所(➡173頁)
		都道にあるもの	東京都建設局第二建設事務所 世田谷工区 ☎3420-9651
		国道にあるもの	東京国道事務所代々木出張所 ☎3374-9451
	宅地内の下水道の悪臭、つまり等の相談、水洗トイレへの変更等		排水なんでも相談(➡62頁)
	宅地内の下水道の修繕、工事の業者紹介		総合設備メンテナンスセンター (運営:東京都管工事工業協同組合) ☎0120-850-195 (24時間)
	公共下水道の工事に関すること	区が行う工事	豪雨対策・下水道整備課 ☎6432-7964 FAX6432-7993
		都が行う工事	東京都下水道局南部下水道事務所 建設課建設工事担当 ☎5734-5056
	(1)建築・増改築に係る大量排水の事前協議 (2)下水道への排出に関する水質規制		東京都下水道局南部下水道事務所 (1)お客さまサービス課渉外調整担当 ☎5734-5052 (2)お客さまサービス課水質規制担当 ☎5734-5045
浄化槽	私道排水設備助成	私道に下水管を入れるとき、一定の条件で工事費の90%を助成します。	各地域の土木管理事務所(➡173頁)
	浄化槽の維持管理に関すること ※浄化槽は、定期的な点検、清掃、水質検査が義務付けられています。 ※保守点検は浄化槽管理士に、清掃は許可を受けている浄化槽清掃業者に依頼してください。		清掃・リサイクル部事業課指導許可担当 ☎6304-3263 FAX6304-3341
	浄化槽設置の届出	側溝の有無の確認	各地域の土木管理事務所(➡173頁)
		新築、増改築等の建築確認申請を伴う場合は、同時に届け出てください。	建築審査課建築審査担当 ☎6432-7166 FAX6432-7985
		建築確認申請等を伴わない場合は「浄化槽設置届」を提出してください。	
	浄化槽廃止の届出	「浄化槽使用廃止届出書」を提出してください。 ※撤去のため汚泥の除去が必要な場合は、早めに浄化槽清掃業者へ依頼してください。	清掃・リサイクル部事業課指導許可担当 ☎6304-3263 FAX6304-3341
	浄化槽使用の休止届及び再開届	長期出張等で浄化槽を使用しない場合は、「浄化槽使用休止届出書」を提出してください。また、使用を再開する場合は、「浄化槽使用再開届出書」を提出してください。	

自転車・自動二輪

世田谷区では、安心して歩ける美しいまちをめざして、放置自転車等の対策に取り組んでいます。自転車等は人や車の通行の妨げとならないよう交通マナーを守り、放置せず、駐輪場をご利用ください。

駐輪場をご利用ください(➡173頁～)

交通安全自転車課

☎6432-7967 ☎6432-7996

レンタサイクルをご利用ください

交通安全自転車課

☎6432-7967 ☎6432-7996

自転車を複数の人で共同利用できるよう、「レンタサイクルポート」(➡176頁)で自転車の有料貸出しを行っています。5か所(桜上水南・経堂駅前・三軒茶屋中央・桜新町・等々力)のポートでは、どこでも借りられどこでも返却ができるコミュニティサイクルシステム(愛称「がやリン」)を導入し、電動アシスト自転車も貸し出しています(1回利用のみ)。

多くのポートは24時間利用できます。

〈初回登録〉

受付時間は午前7時～午後7時(電動アシスト自転車は午後6時30分まで)。利用するポートの管理人室(年末年始を除く)に住所・氏名が確認できるものを持参してください。

〈利用できる方〉

区内在住または在勤・在学の12歳以上の方(1日利用、1回利用は区外在住の方も利用できます)。

〈利用単位〉定期利用、1日利用、1回利用

放置自転車等の撤去

世田谷区自転車コールセンター

☎3424-4191

月～金曜 午前9時～午後8時

土・日曜、祝・休日 午前9時～午後7時

(12月30日～1月3日を除く)

駅周辺の「自転車等放置禁止区域」内に放置されている自転車等は撤去します。また、放置禁止区域外の区道・公園等でも、警告札貼付後3日以上放置されている自転車等は撤去します。ただし、放置禁止区域外の国道は国土交通省、都道は東京都が管理撤去しています。私有地はその土地の所有者の管理です。

■撤去された自転車等の引取り

撤去した自転車等は「放置自転車等保管所」に保管します。撤去した場所により、保管所が異なります。駅周辺の案内看板をご覧ください。自転車コールセンターにお問い合わせください。

※撤去から1か月後に処分します。

〈引取りに必要なもの〉

- 自転車等のカギ
- 自転車等を引取りに来る方の氏名・住所を確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)
- 手数料(自転車3,000円、原付4,000円)

〈保管所の開設時間〉

- 月～金曜 午前9時～午後7時
- 土・日曜、祝・休日 午前9時～午後6時
(12月30日～1月3日を除く)

自転車の防犯登録

(一社) 東京都自転車商防犯協力会

☎3251-5621 管轄の警察署(➡171頁)

自転車を所有する方は防犯登録をする必要があります。

民営駐輪場・自動二輪車駐車場への助成

交通安全自転車課

☎6432-7967 ☎6432-7996

民営の駐輪場や自動二輪車駐車場を設置される場合、一定条件を満たすものは建設費の3分の1まで(上限あり)助成します。

区民交通傷害保険

交通安全自転車課

☎6432-7966 ☎6432-7996

交通事故の際に入院や通院治療日数等に応じ保険金を受けられます。自転車の加害事故を最高1億円まで補償する「自転車賠償責任プラン」も併せて加入できます。加入手続きは、区内金融機関またはウェブで毎年5～6月下旬(その他の期間はウェブのみ受付)。

交通事故

交通事故証明書

自動車安全運転センター東京都事務所

☎5781-3660(➡172頁)

管轄の警察署(➡171頁)

交通事故に遭ったときは、軽いけがでも必ず警察署に届け出てください。届出がないと、交通事故の保険金等の請求に必要な「交通事故証明書」が発行されません。

また、外傷がなくても後遺症の心配がありますので、できるだけ医師の診断を受けてください。

関連 交通事故相談(➡63頁)

葬 儀

斎場・火葬場 (➡172 頁) 区民葬儀券

生活福祉課生活福祉担当

☎5432-2931 FAX5432-3020

総合支所くみん窓口戸籍担当 (➡42頁)

区民葬儀券を使うと、特別区統一の協定料金で葬儀を執り行うことができます(祭壇・霊柩車・火葬料金・遺骨収納容器の費用が対象となります)。死亡したことが確認できる書類(死亡届、火葬許可証)をご提示のうえ、お申し出ください。

葬式で道路を使うときは

事前に管轄の警察署 (➡171頁) 交通課交通規制係へご相談ください。

愛護動物

関連 ペットについての相談 (➡65頁)

犬の登録・飼い主の転居等の届出 狂犬病予防注射接種の届出

世田谷保健所生活保健課生活保健

☎5432-2908 FAX5432-3054

犬の飼い主には、犬の登録と毎年1回狂犬病予防注射を受けさせることが、法律で義務付けられています。

■犬の登録・死亡・変更

(1) 犬の登録

犬を飼い始めたら、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトで、マイクロチップの登録情報を変更してください。

マイクロチップの装着ができない場合、窓口で犬の登録をして鑑札の交付を受けてください。

いずれの場合も、手数料がかかります。

(2) 犬に関する届出

飼い主の住所等の変更、犬の死亡等の際は、マイクロチップを装着かつ環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトへ情報を登録している場合には環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトで、その他の場合には窓口で手続きをしてください。

区外から転入した場合、前住所地で交付を受けた鑑札、注射済票を窓口を持参してください。

*オンライン手続きが可能なものもありますので、詳しくは区ホームページをご覧ください。

■狂犬病予防注射接種の届出

毎年1回、動物病院で狂犬病の予防注射を接種し、獣医師が発行する「狂犬病予防注射済証」を窓口を持参して、注射済票の交付を受けてください。手数料550円

〈申請窓口〉

世田谷保健所 (➡45頁)、総合支所くみん窓口
区民担当 (➡42頁)、出張所 (➡50頁～)

啓発プレート等

世田谷保健所生活保健課生活保健

☎5432-2908 FAX5432-3054

■啓発プレート

「みんなのまちを美しく！」等の啓発プレートは、保健所、まちづくりセンター (➡52頁～)、烏山総合支所地域振興課でお渡しします。

■愛犬手帳・せたがや犬のマナーブック

愛犬手帳・せたがや犬のマナーブックは区ホームページでご覧になれます。

猫の不妊・去勢手術費等の補助

世田谷保健所生活保健課生活保健

☎5432-2908 FAX5432-3054

■「飼い猫」と「飼い主のいない猫」の不妊・去勢手術
「飼い猫」と「飼い主のいない猫」の不妊・去勢手術費の一部を補助します。どちらも手術は東京都獣医師会加盟の区内の動物病院で実施します。手術前に、日程に余裕をもって保健所に申請してください(郵送可)。

■飼い主のいない猫の不妊・去勢手術及び医療的処置
上記の「飼い主のいない猫」の不妊・去勢手術を受けた猫のうち、新たな飼い主に引き渡し(譲渡)が成立した猫に関して不妊・去勢手術費用の額(不妊・去勢手術補助金交付額を差し引いた額)及び医療的処置に要した額を補助します。

〈申請用紙の配布場所〉

東京都獣医師会加盟の区内の動物病院、世田谷保健所 (➡45頁)、区ホームページ (➡21頁)

動物(犬や猫等)の死体処理

清掃事務所 (➡172頁)

家庭で飼われていた犬や猫等の死体は、原則として、飼い主が処理してください。

処理できない場合は、届出により清掃事務所が有料で引き取ります(1頭25kg未満)。

清掃事務所が引き取った動物死体は、火葬・埋葬処理を行います。

また、飼い主不明の動物死体を発見された場合は、その土地の所有者・管理者等に連絡し、処理を依頼してください。(➡表5-4)

〈表 5-4〉飼い主不明の動物死体の処理連絡先

死体の場所	処理連絡先
私有地等	土地の所有者・管理者
公共施設	施設の管理者
区道・河川(多摩川を除く)・側溝等	土木管理事務所 (➡173頁)
区立公園・緑道等	公園管理事務所 (➡212頁)
都立公園	都立公園の管理事務所 (➡212頁)
都道	●平日午前8時30分～午後5時15分 東京都第二建設事務所 世田谷工区 ☎3420-9651 ●休日・夜間 都道管理連絡室 ☎3343-4061
国道	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所代々木出張所 ☎3374-9451 FAX 3299-8386
多摩川	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所田園調布出張所 ☎3721-4288 FAX 3721-4289



いみと暮らし